

【Q 施設長の資格要件】

Q 特別養護老人ホームを経営する法人ですが、この度定年を迎えた施設長の後任を人選しています。施設長の資格要件について教えてください。

A

特別養護老人ホームの施設長が具備しなければならない資格要件は、

「特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準」(平成11年3月31日厚生省令第46号)第5条第1項の規定により、「特別養護老人ホームの施設長は、社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業に2年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない」と定められています。

前記の「これらと同等以上の能力を有すると認められる者」とは、社会福祉施設等に勤務し、又は、勤務したことのある者等であって、その実績から一般的に、施設長として適切に管理運営する能力を有すると認められる者と抽象的に規定されていましたが、厚生省社会局長、児童家庭局長連名通知「社会福祉施設の長の資格要件について」(昭和53年2月20日社庶第13号)により、「施設長資格認定講習会」を修了した者が当該要件を具備する者となりました。